

テレワーク制度について

在宅勤務制度、サテライト勤務制度及びモバイルワークのルールについて、新たに「テレワーク制度」として一体的に規定し、令和3年4月以降のテレワークの適切な制度の運用を図る。

1 各制度の一覧

※ゴシックは新たに規定

	在宅勤務	サテライト勤務	モバイルワーク(新規)
規定等	テレワーク試行実施要領(新)		
	在宅勤務のルール(新)	サテライト実施マニュアル(既定)	モバイルワーク(新規)
対象	①育児、介護、障害のある方の世話等を行う職員 ② その他所属長が認める職員 ※ 条件付採用職員、臨時・会計年度職員を除く ③ 社会情勢等(感染症拡大防止のための出勤者削減や風水害により交通機関が寸断される見込みの場合等)を踏まえ、所属長が特に必要と認める場合は、条件付採用職員、臨時・会計年度職員を含む全職員	①出張中の職員 ②通勤時間短縮となる職員 ③子連れ職員(小3まで) ※ 臨時・会計年度職員を除く ④ 社会情勢等(感染症拡大防止のための出勤者削減や風水害により交通機関が寸断される見込みの場合等)を踏まえ、所属長が特に必要と認める場合は、臨時・会計年度職員を含む全職員	・全職員 ※ 臨時・会計年度職員を除く
頻度	①週4日まで ②週1日まで ③所属長が別途定める <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 1週間の勤務日のうち1日以上は自席で勤務すること (在宅勤務の③及びサテライト勤務の④を除く) </div>	①制限なし ②週1回まで (②のうち育児介護等職員は週4回まで) ③週4回まで (③のうち在勤庁と同一の庁舎内でサテライト勤務する場合は制限なし) ④所属長が別途定める	・制限なし
命令	・DBで申請し所属長が命令 (対象②③は新規)	・旅費システムで申請し所属長が命令 ・座席はDBで予約	(口頭で申し出て了解を得る)
実績報告	・DBで実施(業務終了時にDBからメールで報告) (対象②③は新規)	・DBで実施(業務終了時にDBからメールで報告)	・不要(別途、復命等による)
その他	・感染症防止のため実施している在宅勤務についても制度として統合	・感染症防止のため実施しているサテライト勤務についても制度として統合 ・旅費を支給	

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・専用端末の取扱い(細心の注意を払うこと) ・公文書やデータの取扱い(文書管理規程、情報セキュリティ対策基準等の徹底) ・時間外勤務(原則として時間外勤務は命じない) ・試行期間(経営管理部長が定める)
------	--

サテライトオフィスについて

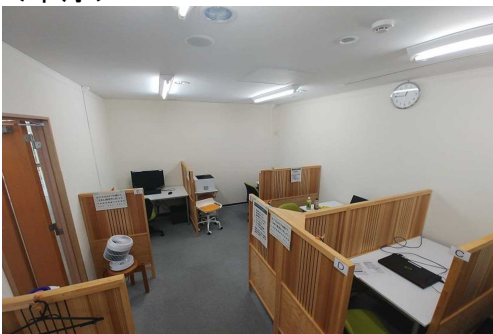
1 制度概要

設置場所	県庁：西館	設置:平成 29 年8月～
	浜松：浜松総合庁舎 (臨時サテライトオフィスあり※)	※臨時はR2年9月～R3年3月
	沼津：東部総合庁舎 (臨時サテライトオフィスあり※) 東京：東京事務所 (端末のみ設置)	設置:平成 30 年8月～ ※臨時はR2年9月～R3年3月
	藤枝：藤枝総合庁舎 磐田：中遠総合庁舎	設置:令和元年9月～
対象職員	① 出張中の職員 ② 通勤時間を短縮できる職員 ③ 小学校3年生までの子どもを連れて勤務する職員 (東京事務所は①のみ) ※ 令和2年8月から、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤抑制の取組のひとつとして、サテライトオフィスの利用を位置付け	

2 利用状況 (H29.8～R3.2)

場 所	座席数	件 数	内 訳		
			出張前後	通勤短縮	子ども連れ
県 庁	6 席	2,093 件	1,652 件	365 件	76 件
浜 松	6 席	1,171 件	576 件	527 件	68 件
沼 津	4 席	606 件	289 件	309 件	8 件
藤 枝	4 席	159 件	58 件	100 件	1 件
磐 田	4 席	205 件	96 件	105 件	4 件
東 京	1 席	21 件	21 件	—	—
計	—	4,255 件	2,692 件	1,406 件	157 件

<本庁>



<浜松>



<沼津>



<藤枝>

